

ご退職されたみなさまへ

## 退職後の年金・健康保険・雇用保険・税金の手続きについて

### 年金

20 歳以上 60 歳未満の方については国民年金へ加入します（60 歳以上でも年金の受給資格に満たない場合は任意加入が出来ます）。

扶養されていた 60 歳未満の配偶者についてもご本人の手続きが必要になります。

いつまでに	退職の翌日から 14 日以内
どこで	お住まいの市区町村役所
必要書類	年金手帳 等
保険料	月額 15,040 円（平成 25 年度）

60 歳以上の方で年金を受ける資格が出来た方（裁定請求書が送られてきた方）については年金請求手続きが必要です。（年金は請求しないと受給できません。）

雇用保険の失業給付を受給している間年金はもらえません。

年金を受給される方	年金請求の手続き先
厚生年金のみの方、 最後の加入制度が厚生年金の方	勤務先の所在地の管轄する年金事務所
国民年金のみの方	お住まいの市区町村の国民年金窓口
上記以外の方	お住まいの年金事務所

この表にかかわらず、最寄りの年金事務所、街角の年金相談センターで請求することもできます

### 健康保険

毎月納める保険料等を比較のうえで加入する健康保険を選択できます。

1. ご家族の健康保険（被扶養者として）に加入する
2. 退職直前の健康保険の任意継続制度を利用する
3. 国民健康保険に加入する

#### ※健康保険の任意継続制度

退職後も在籍中と同じ健康保険の被保険者資格を継続できる制度で、退職前の被保険者期間が 2 か月以上あれば最長 2 年間まで利用することができます。任意継続被保険者になりますと任意に辞めることはできません。

いつまでに	退職の翌日から 20 日以内（厳守）
どこで	加入していた健康保険組合 又は お住まいの協会健保支部
必要書類	任意継続被保険者資格取得申出書 等
保険料	退職直前の負担額の倍程度 ≪上限額≫退職時の標準報酬月額×9.85%～10.16%（都道府県毎に異なります）（40 歳～64 歳の方はこれに介護保険料率 1.55%が加わります）※退職時の標準報酬月額が 28 万円を超えていた場合は、標準報酬月額は 28 万円です（平成 25 年 7 月現在）

## ※国民健康保険

市区町村が保険者となる健康保険です。

いつまでに	退職の翌日から 14 日以内
どこで	お住まいの市区町村役所
必要書類	退職日の確認できる書類（雇用保険 離職票、資格喪失確認書 等）
保険料	市区町村によって異なる

## 雇用保険

退職後に転職活動をする場合、条件を満たせば雇用保険の失業給付を受給できます。

退職時の年齢が 65 歳以上の方は一時金となります。

いつまでに	離職票受領後できるだけ早めに
どこで	お住まいの管轄のハローワーク
必要書類	離職票の他 本人証明の書類 等

## 税金（住民税と所得税）

### ●住民税（特別徴収の場合：給与天引きで会社が納付）

1 月～12 月までの 1 年間の所得に対して課税された税額を、  
翌年 6 月から分割で納める仕組みになっています。

退職年の住民税未納分について	納付方法
6/1～12/31 までの間に退職された方 ※右記どちらか選択	普通徴収に切り替わります。送付されてくる納付書により本人が納付します
	本人が会社に申し出て給与・退職金等から天引きし一括で会社が納付します（特別徴収）
翌年 1/1～4/30 までの間に退職された方	本人の申し出がなくても給与・退職金等から天引きし一括で会社が納付します（特別徴収） ※給与・退職金等が税額を超えない場合は普通徴収となり本人が納付します

再就職をしていない場合、又は新たな就職先で徴収しない場合は、  
前年の所得分の住民税の納付通知が翌年 6 月頃届きます。

### ●所得税

年内に再就職しなかった場合は確定申告をします。

いつ	2 月 16 日～3 月 15 日（土日により変動あり）
どこで	お住まいの管轄の税務署
必要書類	退職時の源泉徴収票 等